

## 償還額の上限について

別表

(単位：円)

接種日（予診日）の属する年度	接種費用		予診のみ
	接種費用の 上限額	※	予診のみの 上限額
平成25年度	15,940	12,600	3,000
平成26年度	16,400	12,960	3,080
平成27年度	16,370	12,960	3,050
平成28年度	16,370	12,960	3,050
平成29年度	16,390	12,960	3,050
平成30年度	16,230	12,960	3,050
平成31年度（4月）	16,230	12,960	3,050
令和元年度（5月～9月）	16,230	12,960	3,050
令和元年度（10月～3月）	16,530	13,200	3,110
令和2年度	16,590	13,200	3,170
令和3年度	16,590	13,200	3,170

※接種費用の支払い額を証明できない場合の上限額

例) 領収書の原本を紛失してしまった、

申請書類⑥のヒトパピローマウイルス感染症に係る任意接種償還払い申請証明書を提出できない等